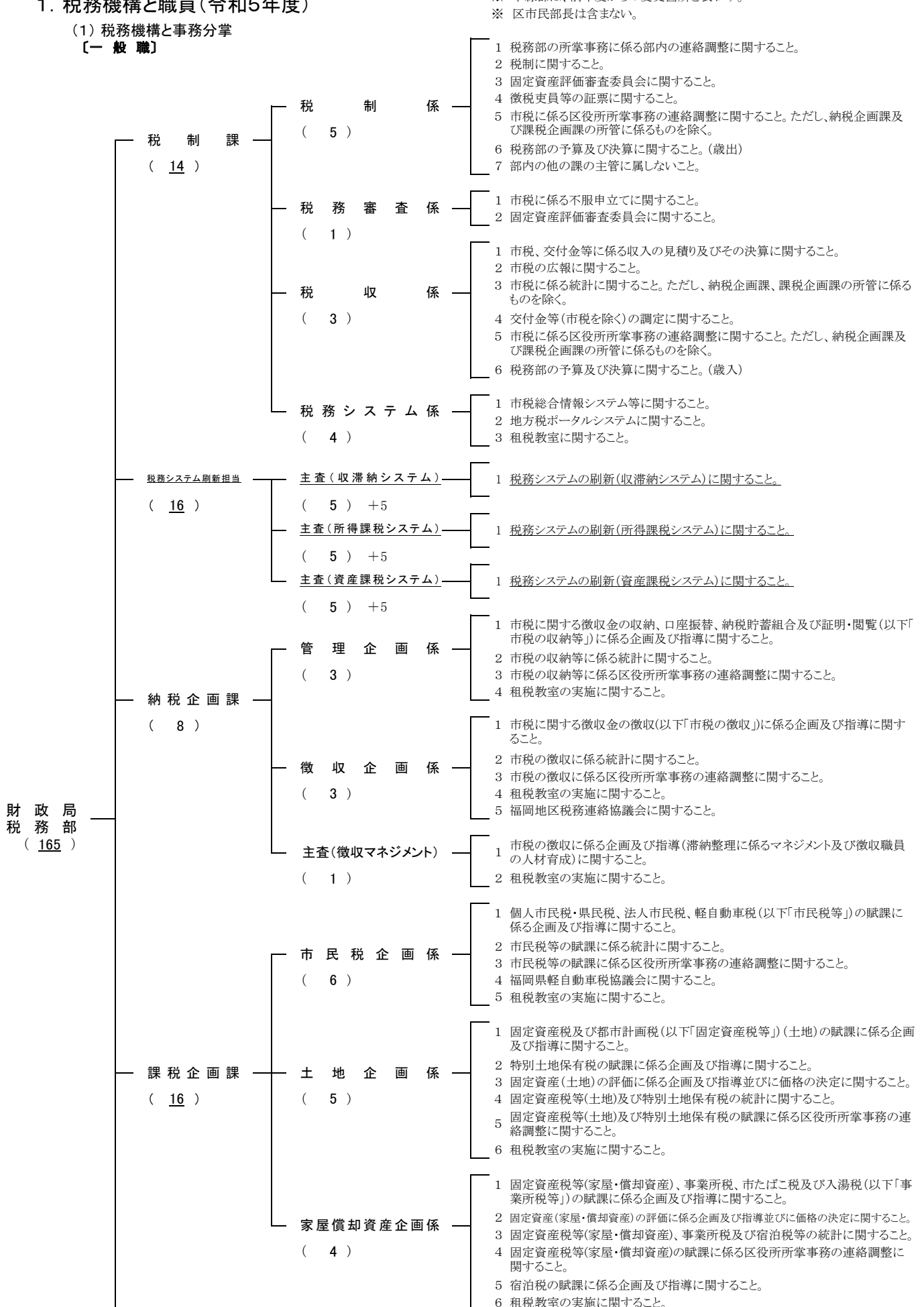


1. 税務機構と職員(令和5年度)

(1) 税務機構と事務分掌

【一般職】

※ 下線部は、前年度からの変更箇所を表わす。
 ※ 区市民部長は含まない。



納税管理課 (22)	管理調整係 (6)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市税に係る徴収金の収納に関する事。 2 個人の県民税及び県宿泊税の払い込みに関する事。 3 市税の口座振替に関する事。 4 租税教室の実施に関する事。
	収納管理係 (9)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市税に係る徴収金の収納に関する事。 2 市税に係る徴収金の督促に関する事。ただし、督促状の送達に係るものに限る。 3 市税に係る証明及び閲覧に関する事。 4 租税教室の実施に関する事。
	法人収納管理係 (6)	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別徴収に係る個人の市民税・県民税、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び宿泊税・県宿泊税(以下「特別徴収に係る市県民税等」)に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。ただし、区役所の所管に係るものを除く。 2 特別徴収に係る市県民税等に係る徴収嘱託に関する事。ただし、区役所の所管に係るものを除く。 3 租税教室の実施に関する事。
特別滞納整理課 (19)	法人第1係 (5) +1	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別徴収に係る個人の市民税・県民税、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び宿泊税・県宿泊税(以下「特別徴収に係る市県民税等」)に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。ただし、区役所の所管に係るものを除く。 2 特別徴収に係る市県民税等に係る徴収嘱託に関する事。ただし、区役所の所管に係るものを除く。 3 租税教室の実施に関する事。
	法人第2係 (5) +1	
	特別整理係 (3) +1	<ul style="list-style-type: none"> 1 市税のうち、滞納額が高額なものと等滞納整理が困難なもの(以下「高額滞納等市税」)に係る徴収金の徴収に関する事。 2 高額滞納等市税に係る徴収金の滞納処分に関する事。 3 高額滞納等市税に係る徴収嘱託に関する事。 4 租税教室の実施に関する事。
	特別整理係 (3)	
特別整理係 (2)		
法人税務課 (32)	特別徴収第1係 (6)	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別徴収に係る個人の市民税・県民税(以下「特別徴収」)の賦課に関する事。 2 特別徴収の脱税検査に関する事。 3 特別徴収に係る犯則取締に関する事。 4 租税教室の実施に関する事。
	特別徴収第2係 (6)	
	特別徴収第3係 (6)	
	特別徴収第4係 (6)	
	法人市民税係 (7)	<ul style="list-style-type: none"> 1 法人市民税の賦課に関する事。 2 法人市民税の脱税検査に関する事。 3 法人市民税に係る犯則取締に関する事。 4 租税教室の実施に関する事。
資産課税課 (37)	課税台帳管理係 (5)	<ul style="list-style-type: none"> 1 固定資産課税台帳の管理に関する事。 2 不動産取得税に係る価格等の通知に関する事。 3 租税教室の実施に関する事。
	大規模非木造家屋第1係 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 1 大規模非木造家屋に係る固定資産の評価に関する事。 2 租税教室の実施に関する事。
	大規模非木造家屋第2係 (2)	
	償却資産第1係 (6)	<ul style="list-style-type: none"> 1 償却資産に係る固定資産税の賦課及び調定に関する事。 2 償却資産に係る固定資産の評価に関する事。 3 償却資産に係る固定資産の脱税検査に関する事。 4 償却資産に係る固定資産に係る犯則取締に関する事。 5 租税教室の実施に関する事。
	償却資産第2係 (6)	
	事業所税第1係 (4)	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業所税、市たばこ税及び入湯税(以下「事業所税等」)の賦課及び調定に関する事。 2 事業所税等の脱税検査に関する事。 3 事業所税等に係る犯則取締に関する事。 4 租税教室の実施に関する事。
	事業所税第2係 (3) -1	
	宿泊税係 (3) -1	<ul style="list-style-type: none"> 1 宿泊税の賦課及び調定に関する事。 2 宿泊税の脱税検査に関する事。 3 宿泊税に係る犯則取締に関する事。 4 租税教室の実施に関する事。
	軽自動車税係 (5) +5	<ul style="list-style-type: none"> 1 軽自動車税の賦課・調定に関する事。 2 原動機付自転車の標識に関する事。 3 脱税検査に関する事。 4 犯則取締に関する事。

【再任用短時間勤務職員(ポスト職)】

・ 相続等調査専門員

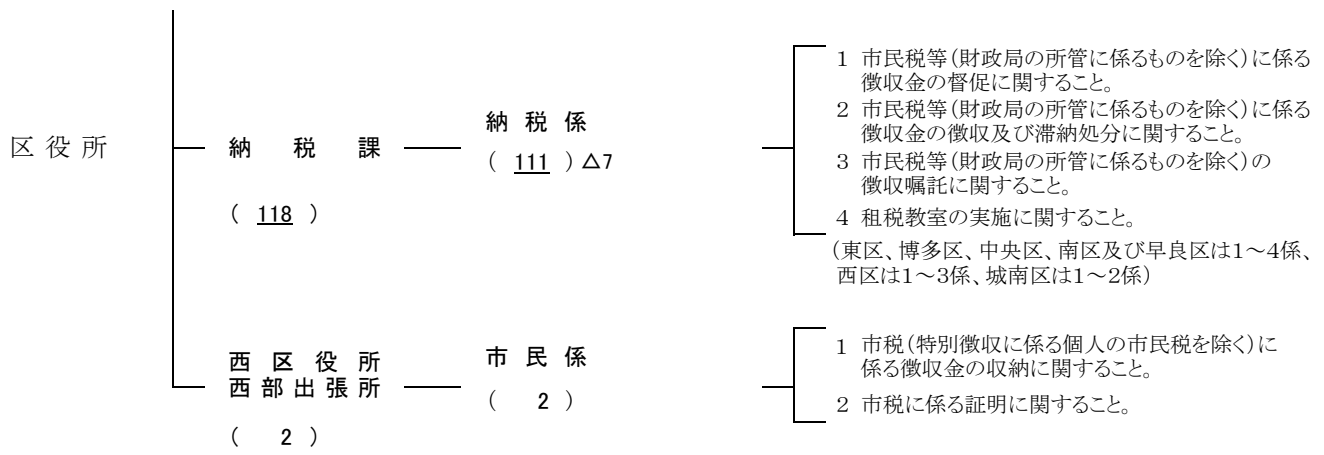
(1) 納税企画課

相続関係滞納事案の調査業務等

〔一般職〕

※ 区市民部長は含まない。





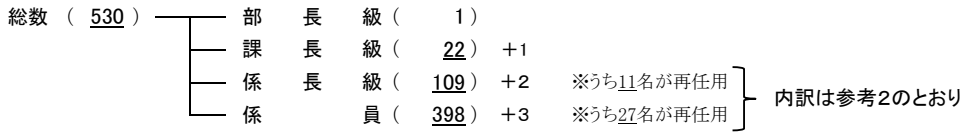
【再任用短時間勤務職員(ポスト職)】

- ・ 市民・税務相談員 (6) 区広聴担当課(城南区除く) 市政及び税務に対する市民からの相談処理

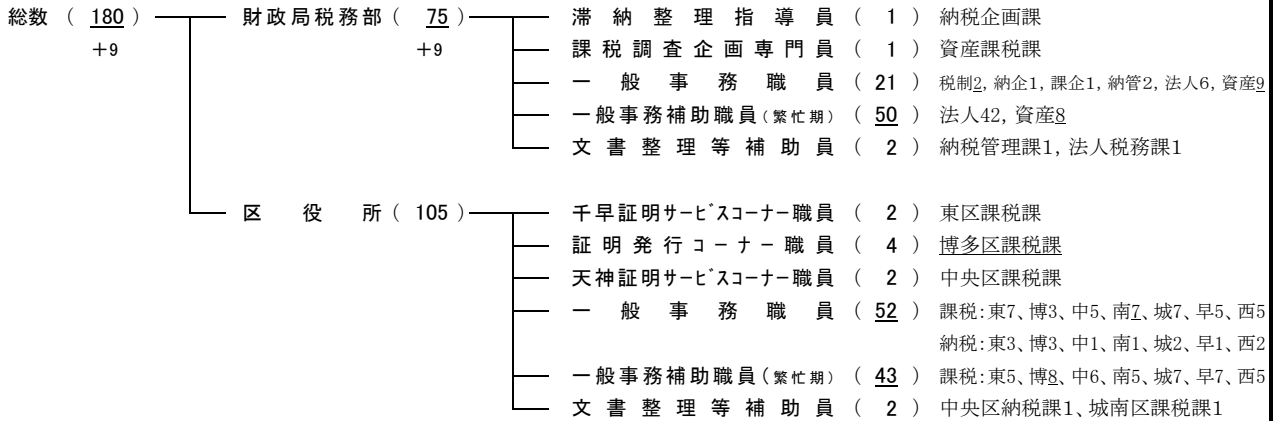
(2) 税務機構と定数〔令和5年4月〕

※ 下線部は、前年度からの変更箇所を表わす。
 ※ 区市民部長は含まない。

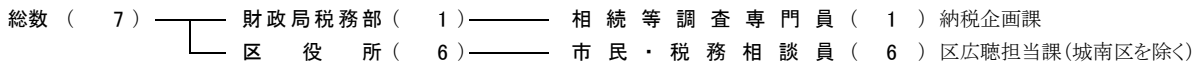
〔Ⅰ 一般職員定数〕



〔Ⅱ 会計年度任用職員 R5.4.1～〕



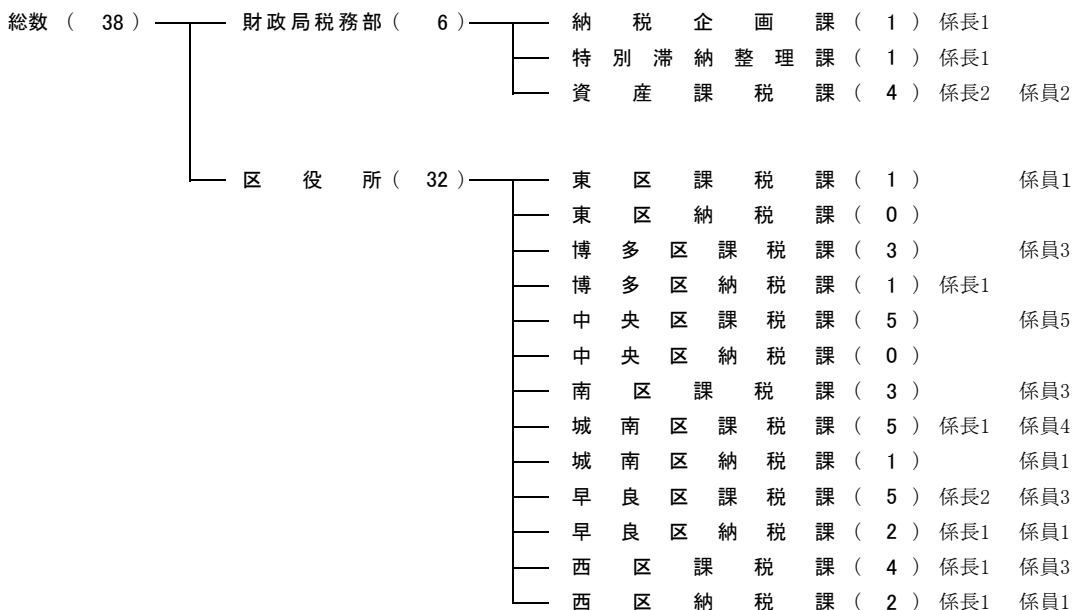
〔Ⅲ 再任用短時間勤務職員 ポスト職 R5.4.1～〕



〔参考1 業務別一般職員定数内訳〕

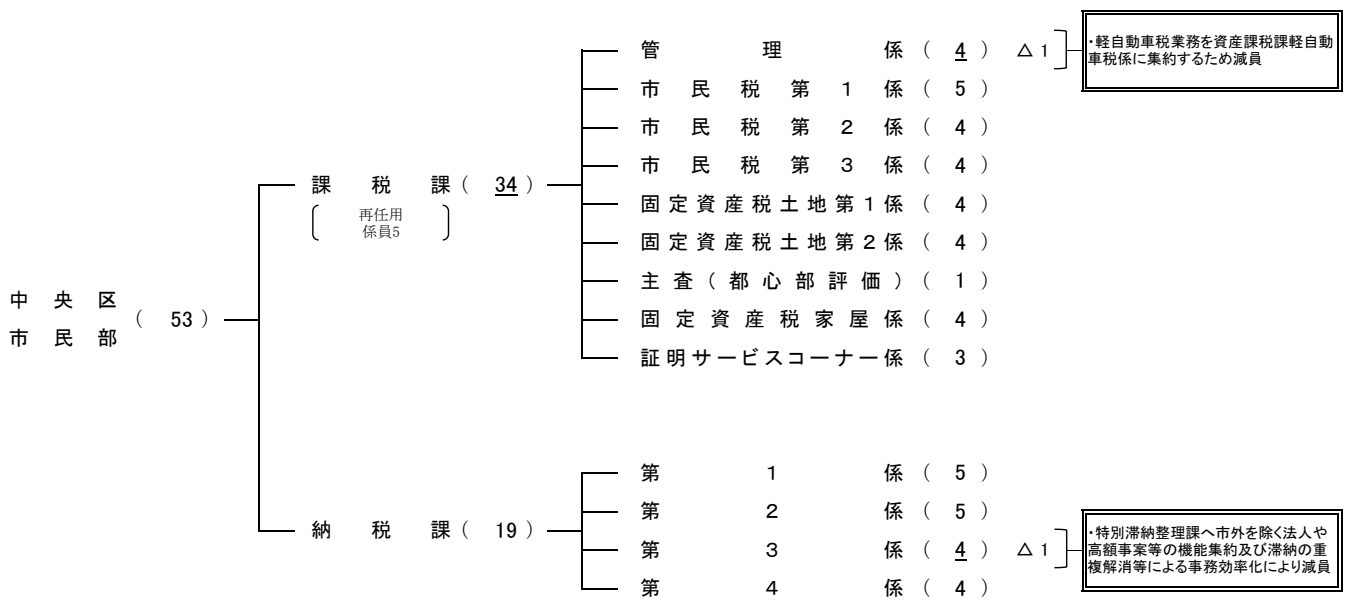
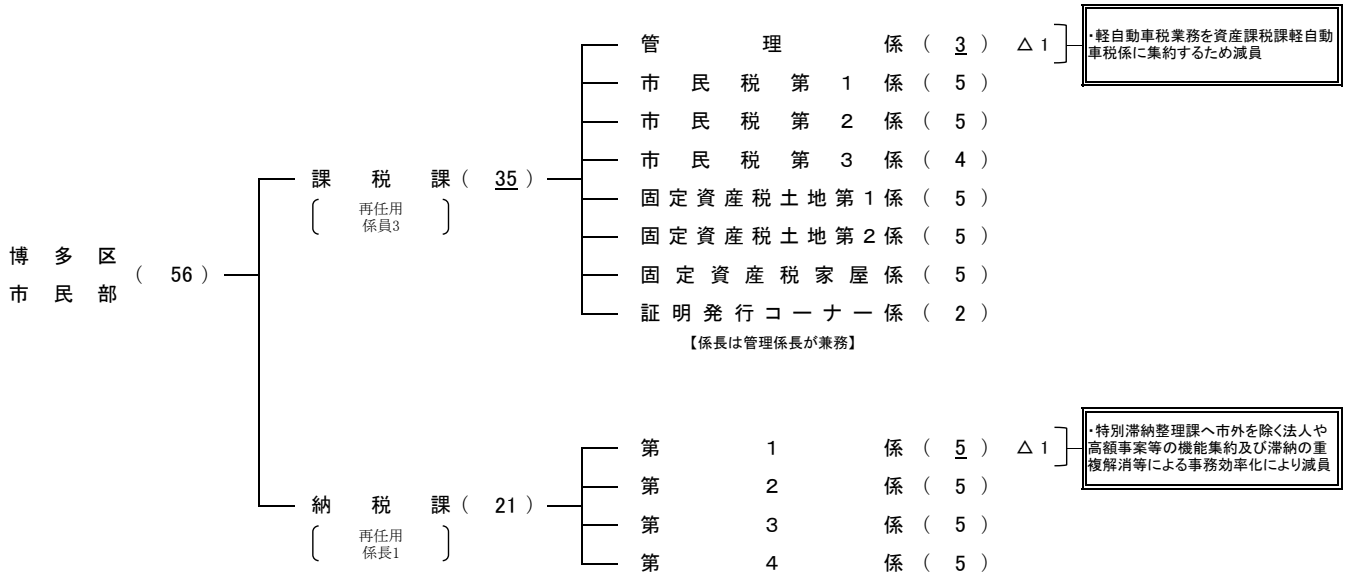
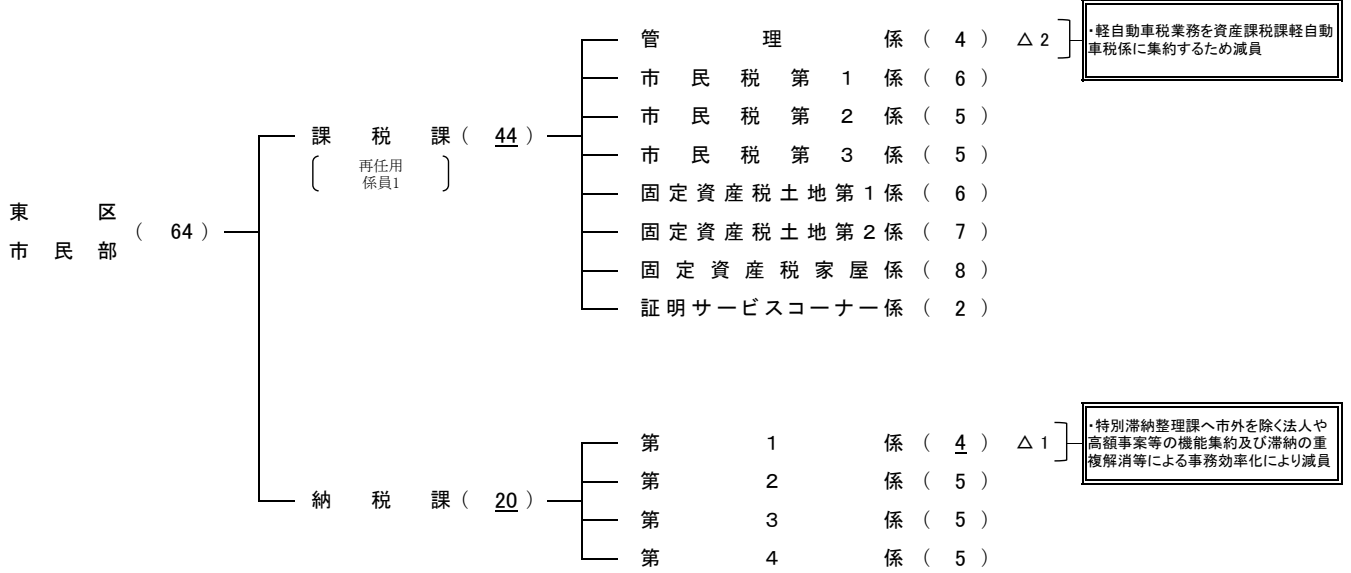
・部課長	(23)
・課税(市民税・事業所税・諸税関係)	(135)
・課税(固定資産税関係)	(139)
・管理(税証明・収納管理・軽自動車税関係)	(54)
・納税(滞納整理関係)	(129)
・企画部門	(50)
合 計	(530)

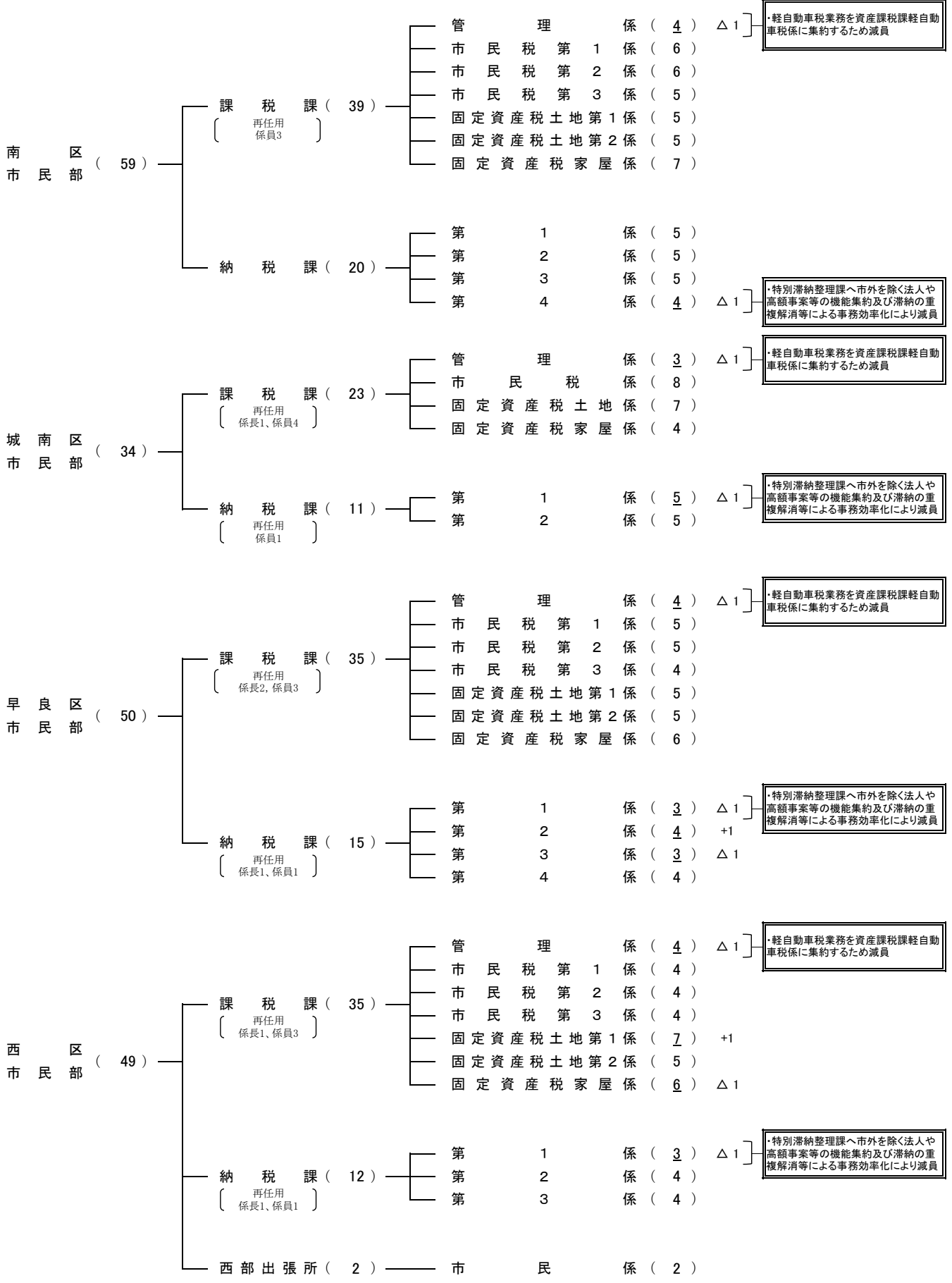
〔参考2 再任用職員(ポスト職除く)の配置状況〕



財政局 (165)
税務部

財政局 (165) 税務部	税制課 (14)	税制係 (5)			
		税務審査係 (1)			
		税収係 (3)			
		税務システム係 (4)			
		×主査(収滞納システム) ()	△ 2		主査を廃止
	税務システム刷新担当 (16)	主査(収滞納システム) (5)	+5		・税務システム刷新担当の新設に伴い、下記の主査を新設。 主査(収滞納システム) 主査(所得課税システム) 主査(資産課税システム)
		主査(所得課税システム) (5)	+5		
		主査(資産課税システム) (5)	+5		
	納税企画課 (8) (再任用係長1)	管理企画係 (3)			
		徴収企画係 (3)			
		主査(徴収マネジメント) (1)			
	課税企画課 (16)	市民税企画係 (6)			
		×主査(軽自動車税集約担当) ()	△ 1		主査を廃止
		土地企画係 (5)			
	家屋償却資産企画係 (4)				
納税管理課 (22)	管理調整係 (6)				
	収納管理係 (9)				
	法人収納管理係 (6)				
特別滞納整理課 (19) (再任用係長1)	法人第1係 (5)	+1		・市外を除く法人や高額事案等の機能集約を行い、滞納整理の執行体制を強化するため合計で2名増員 ・係の名称を市外整理係から特別整理係へ変更	
	法人第2係 (5)	+1			
	特別整理係 (3)	+1			
	特別整理係 (3)				
	特別整理係 (2)	△ 1			
法人税務課 (32)	特別徴収第1係 (6)				
	特別徴収第2係 (6)				
	特別徴収第3係 (6)				
	特別徴収第4係 (6)				
	法人市民税係 (7)				
資産課税課 (37) (再任用係長2、係員2)	課税台帳管理係 (5)				
	大規模非木造家屋第1係 (2)				
	大規模非木造家屋第2係 (2)				
	償却資産第1係 (6)				
	償却資産第2係 (6)				
	事業所税第1係 (4)				
	事業所税第2係 (3)	△ 1			
	宿泊税係 (3)	△ 1			
	軽自動車係 (5)	+5		軽自動車税係を新設	





(3) 税務機構の変遷

区分	平成24年10月1日	平成25年4月1日	平成26年4月1日
整備概要	(1)法人納税課を納税管理課に名称変更し、収納管理業務を集約 (2)特別滞納整理課に市外居住固定資産税等滞納者の滞納整理を行う市外係を設置。さらに、特別整理係に職員2名を増員して機能強化 (3)区役所の税務担当課を課税課と納税課の2課体制に再編 (4)市税証明郵送請求センターを設置	(1)納税企画課徴収企画係に係員1名を増員	(1)博多区に市民部が設置され、税務の所管が市民部に変更 (2)税制課税務システム担当主査を税務システム係に変更し、係員1名を増員 (3)資産課税課償却資産評価事務専任主査を廃止 (4)区納税課について、高額滞納・公売専任主査6名(城南を除く6区)を職員に振替。中央区に高額滞納・公売係を設置。早良区の第5係、西区の第4係を高額・滞納公売係に名称変更。城南区の高額滞納・公売係を廃止
財政局税務部	税制課 税制係 主査(税務審査) 税収係 主査(税務システム担当)	同左	税制課 税制係 主査(税務審査) 税収係 税務システム係
	納税企画課 管理企画係 徴収企画係	同左	同左
	課税企画課 市民税係 土地係 家屋償却資産係	同左	同左
	納税管理課 収納管理第1係 収納管理第2係 収納管理第3係 法人納税第1係 法人納税第2係	同左	同左
	特別滞納整理課 特別整理係 3 市外係	同左	同左
	法人税務課 特別徴収第1係 特別徴収第2係 特別徴収第3係 法人市民税係	同左	同左
	資産課税課 課税台帳管理係 償却資産第1係 償却資産第2係 償却資産第3係 主査(償却資産評価事務専任) 3 事業所税係 主査(事業所税事務専任)	同左	資産課税課 課税台帳管理係 償却資産第1係 償却資産第2係 償却資産第3係 事業所税係 主査(事業所税事務専任)
市民部長(博多区を除く)	同左	市民部長	
区役所	課税課 管理係 主査(税務証明審査等担当)(城南) 市民税係 第1係～第4係(東・南) 第1係～第3係(博多・中央・早良・西) 第1係～第2係(城南) 固定資産税土地第1係 固定資産税土地第2係 主査(都心部評価担当)(中央) 固定資産税家屋係 主査(大規模非木造家屋担当)(城南除く1)	同左	同左
	納税課 第1係～第5係(東・博多・南・早良) 第1係～第4係(中央・西) 第1係～第3係(城南) 高額滞納・公売係(城南) 主査(高額滞納・公売専任) (博多2、東・中央・南・早良・西1)	同左	納税課 第1係～第5係(東・博多・南) 第1係～第4係(中央・早良) 第1係～第3係(城南・西) 高額滞納・公売係(中央・早良・西) 主査(高額滞納・公売専任)(博多)
出張所	西部出張所 市民係	同左	同左
定数	520	521	522

※主査については、人数を記入していない場合は1名。

区分	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日
整備概要	(1)課税企画課に社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号の調査、登録を行う税番号調査係を設置 (2)資産課税課について次のとおり変更 ①償却資産第3係を廃止し2係制に変更 ②事業所税係を事業所税第1係に変更し、事業所税第2係を設置 ③主査(事業所税事務専任)を廃止 (3)東区課税課の市民税第1係を1名減 (4)博多区納税課の第5係及び主査(高額滞納・公売専任)を廃止し、高額滞納・公売係を設置 (5)南区課税課の固定資産税家屋係を1名増 (6)南区納税課の第5係を廃止し4係制に変更 (7)城南区課税課について次のとおり変更 ①主査(税務証明審査等)を廃止し係員に振替 ②市民税第2係を廃止し1係制に変更 ③固定資産税土地第2係を廃止し1係制に変更	(1)税制課主査(税務審査担当)を廃止し、税務審査係を設置 (2)法人税務課に主査(特別徴収拡充担当)を設置 (3)東区課税課の市民税第4係を廃止し3係制に変更 (4)東区課税課に主査(証明サービスコーナー担当)を設置 (5)東区納税課の第5係を廃止し4係制に変更	(1)課税企画課について次の通り変更 ①市民税企画係に係員1名を増員 ②税番号調査係を廃止 (2)納税管理課について次のとおり係名変更 ①収納管理第1係を管理調整係に変更 ②収納管理第2係を収納管理係に変更 ③収納管理第3係を法人収納管理係に変更 (3)法人税務課の主査(特別徴収拡充担当)を主査(特別徴収指導担当)に変更し、主査付係員1名を増員
財政局 税務部	税制課 税制係 主査(税務審査) 税収係 税務システム係	税制課 税制係 税務審査係 税収係 税務システム係	同左
	納税企画課 管理企画係 徴収企画係	同左	同左
	課税企画課 市民税企画係 土地企画係 家屋償却資産企画係 税番号調査係	同左	課税企画課 市民税企画係 土地企画係 家屋償却資産企画係
	納税管理課 収納管理第1係 収納管理第2係 収納管理第3係 法人納税第1係 法人納税第2係	同左	納税管理課 管理調整係 収納管理係 法人収納管理係 法人納税第1係 法人納税第2係
	特別滞納整理課 特別整理係 3 市外係	同左	同左
	法人税務課 特別徴収第1係 特別徴収第2係 特別徴収第3係 法人市民税係	法人税務課 特別徴収第1係 特別徴収第2係 特別徴収第3係 主査(特別徴収拡充担当) 法人市民税係	法人税務課 特別徴収第1係 特別徴収第2係 特別徴収第3係 主査(特別徴収指導担当) 法人市民税係
	資産課税課 課税台帳管理係 償却資産第1係 償却資産第2係 事業所税第1係 事業所税第2係	同左	同左
市民部長	同左	市民部長(中央区・城南区は総務部長が兼務)	
区役所	課税課 管理係 市民税係 第1係～第4係(東・南) 第1係～第3係(博多・中央・早良・西) 市民税係(城南) 固定資産税土地係 第1係～第2係(城南除く) 土地係(城南) 主査(都心部評価担当)(中央) 固定資産税家屋係 主査(大規模非木造家屋担当)(城南除く)	課税課 管理係 市民税係 第1係～第4係(南) 第1係～第3係(東・博多・中央・早良・西) 市民税係(城南) 主査(証明サービスコーナー担当)(東) 固定資産税土地係 第1係～第2係(城南除く) 土地係(城南) 主査(都心部評価担当)(中央) 固定資産税家屋係 主査(大規模非木造家屋担当)(城南除く)	同左
	納税課 第1係～第5係(東) 第1係～第4係(博多・中央・南・早良) 第1係～第3係(城南・西) 高額滞納・公売係(博多・中央・早良・西)	納税課 第1係～第4係(東・博多・中央・南・早良) 第1係～第3係(城南・西) 高額滞納・公売係(博多・中央・早良・西)	同左
出張所	西部出張所 市民係	同左	同左
定数	524	526	524

※主査については、人数を記入していない場合は1名。

※平成29年度以降、市民部長を総務部長または保健福祉センター所長が兼務している場合、定数から除

区分	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日
整 備 概 要	(1)課税企画課について次の通り変更 ①市民税企画係から家屋償却資産企画係に係員1名移管 ②主査(地番現況図整備担当)を設置 (2)納税管理課の法人納税第2係に係員1名を増員 (3)法人税務課の主査(特別徴収指導担当)に主査付係員1名を増員	(1)課税企画課に主査(宿泊税担当)1名、係員1名を配置 (2)法人税務課主査(特別徴収指導担当)を廃止し、特別徴収第4係を新設 (3)東区課税課の主査(証明サービスコーナー担当)に主査付係員1名を増員 (4)早良区納税課納税第3係の係員1名を減員	(1)納税企画課に主査(徴収マネジメント担当)を新設 (2)課税企画課の主査(宿泊税)を廃止し、資産課税課に宿泊税係を新設 (3)納税管理課について次の通り変更 ①業務委託により納税管理課の係員を3名減員 ②法人納税係を特別滞納整理課へ移管 (4)特別滞納整理課の特別整理係長を廃止 (5)東区課税課について次の通り変更 ①主査(証明サービスコーナー)を係へ変更 ②固定資産税土地第2係及び固定資産税家屋係の係員を各1名増員 (6)南区、早良区、西区課税課の主査(大規模非木造家屋)を廃止し、固定資産税家屋係の係員へ振替 (7)会計年度任用職員制度の開始に伴い、城南区課税課、東区納税課、博多区納税課、西区納税課の係員各1名を減員 (8)城南区納税課の第1係と第3係を統合し、係長1名は係員に振替
財 政 局 税 務 部	税 制 課 税 制 係 税 務 審 査 係 税 収 係 税 務 シ ス テ ム 係	同 左	同 左
	納 税 企 画 課 管 理 企 画 係 徴 収 企 画 係	同 左	納 税 企 画 課 管 理 企 画 係 徴 収 企 画 係 主 査 (徴 収 マ ネ ジ ム エ ン ト 担 当)
	課 税 企 画 課 市 民 税 企 画 係 土 地 企 画 係 主 査 (地 番 現 況 図 整 備 担 当) 家 屋 償 却 資 産 企 画 係	課 税 企 画 課 市 民 税 企 画 係 土 地 企 画 係 主 査 (地 番 現 況 図 整 備 担 当) 家 屋 償 却 資 産 企 画 係 主 査 (宿 泊 税 担 当) ※ H30.10.1 ~	課 税 企 画 課 市 民 税 企 画 係 土 地 企 画 係 主 査 (地 番 現 況 図 整 備 担 当) 家 屋 償 却 資 産 企 画 係
	納 税 管 理 課 管 理 調 整 係 収 納 管 理 係 法 人 収 納 管 理 係 法 人 納 税 第 1 係 法 人 納 税 第 2 係	同 左	納 税 管 理 課 管 理 調 整 係 収 納 管 理 係 法 人 収 納 管 理 係
	特 別 滞 納 整 理 課 特 別 整 理 係 3 市 外 整 理 係	同 左	特 別 滞 納 整 理 課 法 人 第 1 係 法 人 第 2 係 特 別 整 理 係 2 市 外 整 理 係
	法 人 税 務 課 特 別 徴 収 第 1 係 特 別 徴 収 第 2 係 特 別 徴 収 第 3 係 主 査 (特 別 徴 収 拡 充 担 当) 法 人 市 民 税 係	法 人 税 務 課 特 別 徴 収 第 1 係 特 別 徴 収 第 2 係 特 別 徴 収 第 3 係 特 別 徴 収 第 4 係 法 人 市 民 税 係	法 人 税 務 課 特 別 徴 収 第 1 係 特 別 徴 収 第 2 係 特 別 徴 収 第 3 係 特 別 徴 収 第 4 係 法 人 市 民 税 係
	資 産 課 税 課 課 税 台 帳 管 理 係 償 却 資 産 第 1 係 償 却 資 産 第 2 係 事 業 所 税 第 1 係 事 業 所 税 第 2 係	同 左	資 産 課 税 課 課 税 台 帳 管 理 係 償 却 資 産 第 1 係 償 却 資 産 第 2 係 事 業 所 税 第 1 係 事 業 所 税 第 2 係 宿 泊 税 係
市 民 部 長 (中 央 区 ・ 城 南 区 は 総 務 部 長 が 兼 務)	市 民 部 長 (中 央 区 ・ 城 南 区 ・ 西 区 は 総 務 部 長 が 兼 務)	市 民 部 長	
区 役 所	課 税 課 管 理 係 市 民 税 係 第 1 係 ~ 第 4 係 (南) 第 1 係 ~ 第 3 係 (東 ・ 博 多 ・ 中 央 ・ 早 良 ・ 西) 市 民 税 係 (城 南) 主 査 (証 明 サ ー ビ ス コ ー ナ ー 担 当) (東) 固 定 資 産 税 土 地 係 第 1 係 ~ 第 2 係 (城 南 除 く) 土 地 係 (城 南) 主 査 (都 心 部 評 価 担 当) (中 央) 固 定 資 産 税 家 屋 係 主 査 (大 規 模 非 木 造 家 屋 担 当) (城 南 除 く)	同 左	課 税 課 管 理 係 市 民 税 係 第 1 係 ~ 第 4 係 (南) 第 1 係 ~ 第 3 係 (東 ・ 博 多 ・ 中 央 ・ 早 良 ・ 西) 市 民 税 係 (城 南) 証 明 サ ー ビ ス コ ー ナ ー 係 (東) 固 定 資 産 税 土 地 係 第 1 係 ~ 第 2 係 (城 南 除 く) 土 地 係 (城 南) 主 査 (都 心 部 評 価 担 当) (中 央) 固 定 資 産 税 家 屋 係 主 査 (大 規 模 非 木 造 家 屋 担 当) (東 ・ 博 多 ・ 中 央)
	納 税 課 第 1 係 ~ 第 4 係 (東 ・ 博 多 ・ 中 央 ・ 南 ・ 早 良) 第 1 係 ~ 第 3 係 (城 南 ・ 西) 高 額 滞 納 ・ 公 売 係 (博 多 ・ 中 央 ・ 早 良 ・ 西)	同 左	納 税 課 第 1 係 ~ 第 4 係 (東 ・ 博 多 ・ 中 央 ・ 南 ・ 早 良) 第 1 係 ~ 第 3 係 (西) 第 1 係 ~ 第 2 係 (城 南) 高 額 滞 納 ・ 公 売 係 (博 多 ・ 中 央 ・ 早 良 ・ 西)
出 張 所	西 部 出 張 所 市 民 係	同 左	同 左
定 数	527	528	528

※主査については、人数を記入していない場合は1名。

※平成29年度以降、市民部長を総務部長または保健福祉センター所長が兼務している場合、定数から除いている。

区分	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日
整備概要	(1)課税企画課の主査(地番現況図整備)を廃止し、係員1名を増員 (2)課税企画課家屋償却資産企画係の係員1名を市民税企画係へ振替 (3)博多区、中央区、早良区、西区の主査(高額滞納・公充係)を廃止し、第1～第3係の係員へ振替 (4)南区課税課の市民税第4係を廃止し、市民税第1～3係の係員へ振替 【R3.11.1～】 (5)中央区課税課証明サービスコーナー係を新設 【R3.12.1～】 (6)課税企画課主査(軽自動車税集約化)を新設	(1)税制課主査(取滞納システム)を新設 (2)課税企画課土地企画係の係員1名を減 (3)東区、博多区、中央区の主査(大規模非木造家屋担当)を廃止し、資産課税課大規模非木造家屋第1・2係を新設 (4)博多区課税課証明発行コーナー係を新設	(1)課長(税務システム刷新担当)を新設し、税制課主査(取滞納システム)を課長(税務システム刷新担当)に組織変更。主査3名、係員12名配置。(計16名) (2)課税企画課主査(軽自動車税集約化)を廃止、各区課税課管理係の係員8名(東区2名、東区以外1名)を減員し、資産課税課軽自動車税係を新設(5名)
財政局 税務部	税制課 税制係 税務審査係 税収係 税務システム係	税制課 税制係 税務審査係 税収係 税務システム係 主査(取滞納システム)	税制課 税制係 税務審査係 税収係 税務システム係
	-	-	課長(税務システム刷新担当) 主査(取滞納システム) 主査(所得課税システム) 主査(資産課税システム)
	納税企画課 管理企画係 徴収企画係 主査(徴収マネジメント担当)	同 左	同 左
	課税企画課 市民税企画係 主査(軽自動車税集約化)※R3.12.1～ 土地企画係 家屋償却資産企画係	課税企画課 市民税企画係 主査(軽自動車税集約化) 土地企画係 家屋償却資産企画係	課税企画課 市民税企画係 土地企画係 家屋償却資産企画係
	納税管理課 管理調整係 収納管理係 法人収納管理係	同 左	同 左
	特別滞納整理課 法人第1係 法人第2係 特別整理係 2 市外整理係	同 左	特別滞納整理課 法人第1係 法人第2係 特別整理係 3
	法人税務課 特別徴収第1係 特別徴収第2係 特別徴収第3係 特別徴収第4係 法人市民税係	同 左	同 左
	資産課税課 課税台帳管理係 償却資産第1係 償却資産第2係 事業所税第1係 事業所税第2係 宿泊税係	資産課税課 課税台帳管理係 大規模非木造家屋第1係 大規模非木造家屋第2係 償却資産第1係 償却資産第2係 事業所税第1係 事業所税第2係 宿泊税係	資産課税課 課税台帳管理係 大規模非木造家屋第1係 大規模非木造家屋第2係 償却資産第1係 償却資産第2係 事業所税第1係 事業所税第2係 宿泊税係 軽自動車税係
市民部長 (中央区・城南区・早良区・西区は兼務)	同 左	同 左	
区役所	課税課 管理係 市民税係 第1係～第3係(城南除く) 市民税係(城南) 証明サービスコーナー係(東) 証明サービスコーナー係(中央)※R3.11.1～ 固定資産税土地係 第1係～第2係(城南除く) 土地係(城南) 主査(都心部評価担当)(中央) 固定資産税家屋係 主査(大規模非木造家屋担当)(東・博多・中央)	課税課 管理係 市民税係 第1係～第3係(城南除く) 市民税係(城南) 証明サービスコーナー係(東・中央) 証明発行コーナー係(博多) 固定資産税土地係 第1係～第2係(城南除く) 土地係(城南) 主査(都心部評価担当)(中央) 固定資産税家屋係	同 左
	納税課 第1係～第4係(東・博多・中央・南・早良) 第1係～第3係(西) 第1係～第2係(城南)	同 左	同 左
出張所	西部出張所 市民係	同 左	同 左
定数	524	529	533

※主査については、人数を記入していない場合は1名。

※平成29年度以降、市民部長を総務部長または保健福祉センター所長が兼務している場合、定数から除いている。

(4) 税務職員配置状況(定数)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人	人	人	人	人
合 計		528	528	524	529	533
税 務 部	計	142	141	141	146	165
	税 制 課	15	15	15	17	15
	税務システム刷新担当					16
	納 税 企 画 課	7	8	8	8	8
	課 税 企 画 課	19	17	17	17	16
	納 税 管 理 課	34	23	23	22	22
	特 別 滞 納 整 理 課	9	16	16	16	19
	法 人 税 務 課	32	32	32	32	32
資 産 課 税 課	26	30	30	34	37	
区 役 所	計	386	387	383	383	368
	市 民 部 長	4	7	3	3	3
	課 税 課	252	253	253	253	245
	納 税 課	128	125	125	125	118
	西部出張所市民係	2	2	2	2	2
東 区 役 所	計	68	69	69	68	65
	市 民 部 長	1	1	1	1	1
	課 税 課	45	47	47	46	44
	納 税 課	22	21	21	21	20
博 多 区 役 所	計	61	60	60	59	57
	市 民 部 長	1	1	1	1	1
	課 税 課	37	37	37	36	35
	納 税 課	23	22	22	22	21
中 央 区 役 所	計	53	54	53	55	53
	市 民 部 長		1			
	課 税 課	33	33	33	35	34
	納 税 課	20	20	20	20	19
南 区 役 所	計	62	62	62	62	60
	市 民 部 長	1	1	1	1	1
	課 税 課	40	40	40	40	39
	納 税 課	21	21	21	21	20
城 南 区 役 所	計	37	37	36	36	34
	市 民 部 長		1			
	課 税 課	25	24	24	24	23
	納 税 課	12	12	12	12	11
早 良 区 役 所	計	53	53	52	52	50
	市 民 部 長	1	1			
	課 税 課	36	36	36	36	35
	納 税 課	16	16	16	16	15
西 区 役 所	計	52	52	51	51	49
	市 民 部 長		1			
	課 税 課	36	36	36	36	35
	納 税 課	14	13	13	13	12
	西部出張所市民係	2	2	2	2	2

※1. 税務部長は税制課に含めている。また、平成22年度より、区の市民部長を税務機構に含めている。(博多区は平成26年度から)

※2. 平成29年度以降、市民部長を総務部長または保健福祉センター所長が兼務している場合、定数から除いている。

(4) 税務職員配置状況(続)

区 分	令和5年度 税務職員数	税 務 職 員 の 級 別 内 訳							
		部 長	課 長	係長・主査	総括主任	主任	2級	1級	再任用
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	561	4	22	98	129	57	141	72	38
計	172	1	8	31	41	20	53	12	6
税 務 部									
税 制 課	17	1	1	4	4	1	6	0	0
税務システム刷新担当	16		1	3	2	4	6	0	0
納 税 企 画 課	8		1	2	0	0	4	0	1
課 税 企 画 課	16		1	3	0	3	9	0	0
納 税 管 理 課	24		1	3	6	2	9	3	0
特別滞納整理課	19		1	4	8	2	2	1	1
法 人 税 務 課	35		1	5	8	5	11	5	0
資 産 課 税 課	37		1	7	13	3	6	3	4
計	389	3	14	67	88	37	88	60	32
区 役 所									
市 民 部 長	3	3							
課 税 課	256		7	45	57	24	58	39	26
納 税 課	128		7	22	29	13	30	21	6
西部出張所市民係	2				2				
計	66	1	2	12	19	7	18	6	1
東 区 役 所									
市 民 部 長	1	1							
課 税 課	43		1	8	12	4	12	5	1
納 税 課	22		1	4	7	3	6	1	0
計	61	1	2	10	16	6	13	9	4
博 多 区 役 所									
市 民 部 長	1	1							
課 税 課	39		1	7	12	4	7	5	3
納 税 課	21		1	3	4	2	6	4	1
計	53	0	2	13	11	3	10	9	5
中 央 区 役 所									
市 民 部 長	0	0							
課 税 課	34		1	9	5	3	6	5	5
納 税 課	19		1	4	6	0	4	4	0
計	70	1	2	11	15	8	14	16	3
南 区 役 所									
市 民 部 長	1	1							
課 税 課	44		1	7	9	5	10	9	3
納 税 課	25		1	4	6	3	4	7	0
計	37	0	2	5	5	4	8	7	6
城 南 区 役 所									
市 民 部 長	0	0							
課 税 課	24		1	3	3	3	5	4	5
納 税 課	13		1	2	2	1	3	3	1
計	52	0	2	8	12	5	11	7	7
早 良 区 役 所									
市 民 部 長	0	0							
課 税 課	36		1	5	10	3	6	6	5
納 税 課	16		1	3	2	2	5	1	2
計	50	0	2	8	10	4	14	6	6
西 区 役 所									
市 民 部 長	0	0							
課 税 課	36		1	6	6	2	12	5	4
納 税 課	12		1	2	2	2	2	1	2
西部出張所市民係	2				2				

※1. 令和5年5月1日現在の数値である。

※2. 定数外配置職員及び病休・育休中の職員を含めている。

※3. 再任用のうち、納税企画課1名、特別滞納整理課1名、資産課税課2名、博多区納税課1名、城南区課税課1名、早良区課税課2名、早良区納税課1名、西区課税課1名及び西区納税課1名については係長級である。

※4. 平成29年度以降、市民部長を総務部長または保健福祉センター所長が兼務している場合、定数から除いている。